

お知らせ

令和5年12月1日からアルコール検知器による酒気帯び確認が義務化されます。

- 半導体不足などの影響により延期されていたアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認の義務化が令和5年12月1日に施行されることが決定しました。
- まだアルコール検知器を入手していない安全運転管理者選任事業所においては、令和5年12月1日までにアルコール検知器の準備をお願いします。
- 運転者個人が購入したアルコール検知器を使用することも可能ですが、その場合は事業所が購入したものと同様に、安全運転管理者において定期的に故障していないかどうか確認し、正常に作動するものを使用してください。